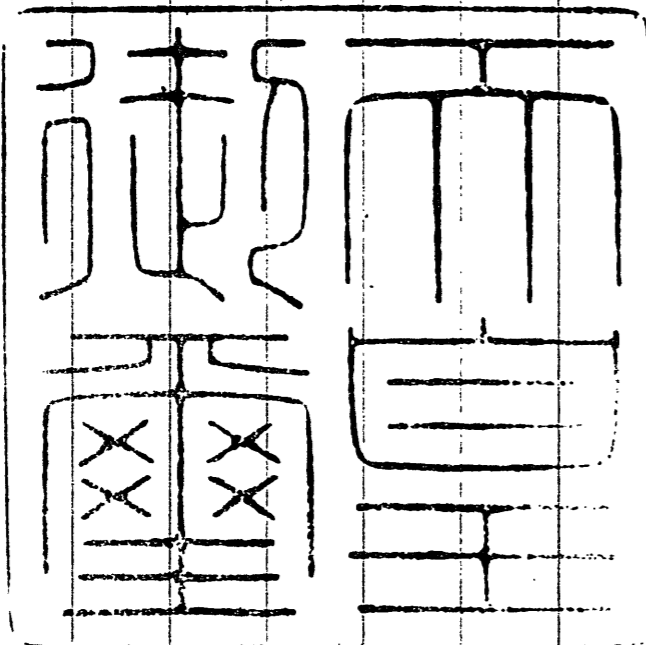


勅令第百八號

朕勞働組合法施行令ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

裕仁



昭和二十一年二月二十六日

總務司 厚田

内閣總理大臣男爵	幣原喜重郎
司法大臣	岩田宙造
厚生大臣	芦田均
大藏大臣子爵	澁澤敬三
運輸大臣	村上義一

勅令第百八號
労働組合法施行令

第一條 労働組合法（以下法ト稱ス）第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス但シ同條第二項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ新所在地ト舊所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトハ新所在地ヲ管轄スル地方長官及舊所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第二條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官地方労働委員會ノ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條 地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ遅滞ヲク其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條 地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者

ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方
長官ヲ經由シ厚生大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央労働委員会ノ決議
ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ヲ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ヲキ場合ハ同條ノ
期間ノ経過シタル時、同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下
アリタル時其ノ效力ヲ生ズ

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ命令ニ之ヲ準用
ス

第八條 労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官當該組

合ヨリ労働組合タル旨ノ證明書ヲ交付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナ
ク之ヲ交付スベシ法人タル労働組合ヲ設立セントスル者ヨリ労働組
合タリ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同ジ

第九條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シテハ第十條乃至

第十八條ニ定ムルモノ、外非訟事件手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ労働組合ノ主タル事務
所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十一條 法第十五條第一項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在
地ヲ管轄スル地方労働委員会ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十二條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ
檢査ニ通知スベシ

第十三條 裁判所ハ遲滯ナク審問期日ヲ定メ労働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

審問期日ハ検事及地方労働委員会ノ會長之ヲ通知スベシ

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル労働組合ノ代表者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ルニハ裁判所ノ許可ヲ受ルコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ停ムルコトヲ得

第十六條 検事及地方労働委員会ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ言渡スベシ

労働組合ノ解散ノ處分ニ係ル第一項ノ理由ニハ違反行爲方當該労働組合ノ組合員若ハ構成團體ノ多數ニ依ル決議ニ基キ爲サレタルモノノ規約ニ依リ権限ヲ有スル代表者其ノ他ノ役員ノ命令ニ基キ爲サレタルモノ又ハ此條ノ者ニ依リ組合ノ爲ニ爲サレタルモノナルコトノ事實及證據ヲ示スコトヲ要ス

第十八條 労働組合ノ代表者、地方労働委員会ノ會長又ハ検事ハ前條ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十九條 法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シテハ第二十條
乃至第三十條ニ定ムル所ニ依ル

第二十條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ニハ左ノ事項ヲ掲グル
コトヲ要ス

一 名稱

二 主タル事務所

三 目的及事業

四 代表者ノ氏名及住所

五 解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由

第二十一條 労働組合が主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ

於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内
ニ前條ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ
其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ
其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 労働組合ノ清算終了シタルトキハ清算終了ノ日ヨリ二週
間以以ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 労働組合ノ登記ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管
轄スル區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ労働組合登記簿ヲ備フ

第二十五條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ハ代表者ノ申請ニ因
リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ規約、第八條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證
スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條 労働組合ノ主タル事務所ノ移轉其ノ他第二十條ニ掲グル
事項ノ變更ノ登記ハ代表者又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコ
ト要ス

第二十七條 労働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル
書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證ス
ル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十八條 労働組合ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ
爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算ノ終了ノ届出ヲ爲
シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコ
トヲ要ス

第三十條 非訟事件手續法第四百十一條乃至第四百五十條、第四百十一
條乃至第四百五十一條ノ四、第四百五十一條ノ六及第四百五十四條乃至第
百五十七條ノ規定ハ労働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十一條 法人タル労働組合ノ所得ニシテ収益ヲ目的トスル事業ヨ
リ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得税

及法人税ヲ課セズ

法人タル労働組合ハ法人税法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三十二條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該労働協約ノ當事者タル労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ規定ニ依ル届出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

第三十三條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ労働者ニ關シ労働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ遲滞ナク

其ノ旨ヲ關係労働者ニ周知セシムベシ

第三十四條 法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄スル地方長官トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ亘ルトキハ厚生大臣トス

第三十五條 中央労働委員會ハ厚生省ニ、地方労働委員會ハ都道府縣毎ニ之ヲ置き地方労働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三十六條 労働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央労働委員會ハ二以上ノ都道府縣ニ係ル事務、地方労働委員會ハ當該都道府縣ニ係ル事務ヲ掌ル

厚生大臣必キアリト課ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央労働委員會又ハ厚生大臣ノ指

定スル地方労働委員会ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第三十七條 中央労働委員会ノ委員ハ二十一人以内トシ厚生大臣之ヲ
委嘱ス

地方労働委員会ノ委員ハ十五人以内トシ地方長官之ヲ委嘱ス
前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ臨時委員
ヲ委嘱スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官ハ労働委員会ノ委員ヲ委嘱セントスル目ヨリ
六週間前ニ使用者團體ニ對シ使用者ヲ代表スル者ヲ、法第五條第一項
ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル労働組合ニ對シ労働者ヲ代表スル者ヲ
推薦スベキコトヲ請求シ請求シタル目ヨリ三週間ヲ経過シタル目ヨリ
推薦アリタル者ノ氏名ヲ公表スルモノトス但シ労働委員会ヲ設置セ

ントスル場合ニ於テ使用者若ハ労働者ノ意見ヲ代表スル適當ナル使
用團體又ハ労働組合ノキトキ又ハ臨時委員ヲ委嘱セントスル場合ニ
於テハ此ノ限ニ在ラズ

労働委員会ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ労働組合ノ推薦若ハ使
用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザル
トキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ厚生大
臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十八條 特別労働委員会ノ名稱、位置、管轄區域、所管事務、委
員ノ定數其ノ他特別労働委員会ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ
定ム

第三十九條 労働委員会ノ委員ノ任期ハ一年トス

委員が法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選舉法第六條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合、労働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ労働委員會ノ決議ニ依ル議事其ノ他ニ關スル定ニ屢違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該労働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セズ

委員ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第四十條 労働委員會ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ總理シ當該労働委員會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十一條 労働委員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

労働委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、労働者ヲ代表スル委員及第三者タル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

労働委員會ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ労働委員會ノ招集又ハ罷却ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 労働委員會（特別労働委員會ニ付テハ厚生大臣ノ指定スルモノニ限ル）ニ事務局ヲ置ク

内閣

事務局ハ事務局長竝ニ幹事及書記若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員会ニ在リテハ厚生大臣

地方労働委員会ニ在リテハ地方長官之ヲ委嘱ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四十三條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブル

コトヲ得

第四十四條 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第四十

二條第一項ニ掲グル職員トス

第四十五條 法第三十二條ノ行政官廳ハ地方労働委員会ノ爲ス建議ニ

關シテハ地方長官、中央労働委員会ノ爲ス建議ニ關シテハ厚生大臣
トス

第四十六條 法第三十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル地

管轄スル地方労働委員会ノ決議ニ依リ其ノ會長書面ヲ以テ檢舉ニ之

ヲ行フ

第四十七條 本令ニ依ル地方長官ニ對スル届出ハ當該所在地ヲ管轄ス

ル労働署長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

第四十八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官以外ノ行政官

廳ヲ指定シテ本令ニ依ル地方長官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ

厚生大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルト

キハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

勅令第百八號

内閣

船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十二條中當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地トアルハ當該労働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體ノ主タル事務所ノ所在地トス
前項ノ船員ニ關シテハ本令（前條ヲ除ク）中厚生大臣トアルハ運輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附則

本令ハ労働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ存スル労働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三十二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ